

今月のテーマ

春の全国交通安全運動が始まります



目的と期間

今年も春の全国交通安全運動が始まります。本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。この機会にプロとして事故0への取り組みを強化していきましょう。

運動期間

平成30年4月6日(金)から15日(日)までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 **4月10日(火)**

具体的な実施項目

国土交通省は、交通安全運動実施に当たって、いくつかの具体的な実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけることにより、本運動に積極的・効果的に取り組むこととしています。今回は安全運行の確保の観点から特に以下の10項目をピックアップしました。

①追突事故の防止

事故の過半数を追突事故が占めています。**事故発生時の特徴や事故防止ポイントを再確認し**、事故防止を徹底しましょう。

②交差点事故の防止

横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、**交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との事故を防止**しましょう。また、交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、車載カメラ装着車両の普及促進を図りましょう。

③子供と高齢者の交通事故防止

子供と高齢者の傍を通過する際は、**十分に速度を落とす**など、思いやりのある運転を励行しましょう。

④夕暮れ時と夜間歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、**前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度**で走行することを励行しましょう。

⑤携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

乗務中の**携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止**について徹底を図りましょう。

⑥飲酒運転の根絶

運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、**アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施**を徹底させましょう。

⑦車両の安全性の確保

車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の**日常点検及び定期点検の確実な実施**に努めるとともに、不正改造の防止を徹底しましょう。

重点項目

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

⑧高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は**可能な限り早い段階で休憩**をとらせなど、高速道路における事故防止を徹底させましょう。

⑨健康起因事故の防止

点呼時等において**運転者の健康状態の確認**を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図りましょう。

⑩過労運転の防止

事業者は、**休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保**されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む**適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成**を行い、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転の防止に努めましょう。

発行者

上杉行政書士事務所 代表 上杉 麻美
神奈川県横浜市旭区左近山16-1 1-30-806
TEL&FAX 045-442-3592

行政書士法人シグマ 代表社員 阪本 浩毅
東京都中央区銀座一丁目13番1号
ヒューリック銀座一丁目ビル4階
TEL 03-6868-7256 FAX 03-6800-3604

ご用命・ご相談がございましたらお気軽にお問合せ下さい

一般社団法人 運輸安全総研トラバス
Mail tb@trubus.org ホームページ <http://trubus.org/>

トラバス